

新旧対照表

新旧対照表

改定前	
埼玉県土木工事委託業務成績評定要領	
第1条 (略)	
(評定の対象)	
第2条 この要領において評定の対象となる委託業務は、次のものとする。	
測量作業	地質・土質調査
委託金額 300万円以上の業務	業務委託料 500万円以上の業務
設計業務（概略設計、予備設計、詳細設計、計画業務、調査業務、単純調査業務）	
第3～10条 (略)	
附則 (略)	

改定後 (案)	
埼玉県土木工事業務委託成績評定要領	
第1条 (略)	
(評定の対象)	
第2条 この要領において評定の対象となる委託業務は、次のものとする。	
<u>「測量作業」(用地測量を含む)、「地質・土質調査」、「設計業務」(概略設計、予備設計、詳細設計)、「調査業務、計画業務」、「単純調査業務」</u>	
<u>委託金額(業務委託料)</u> <u>300万円以上の業務</u>	
以下の業務は対象外とする。	
<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>測量作業のうち維持管理に係る台帳作成(補正)業務及び境界測量業務</u> 2. <u>物件調査業務及び環境事前(事後)調査業務</u> 3. <u>土木工事以外の設計業務</u> 	
第3～10条 (略)	
附則 (略)	
<u>附則</u> <u>この要領は、平成24年4月1日以降に締結される契約から適用する。</u> <u>なお、平成24年3月31日までに締結した契約については従前のおりとする。</u>	

考查基準

1～4 (略)

5 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い

対象業務が、「測量作業、地質・土質調査、単純調査業務」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」のうちの複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の採点表を適用する。

ここで、「主たる業務」の取扱いについては、以下を参考とされたい。

(1) 「測量作業、地質・土質調査、単純調査等業務」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」の対象部分のどれかが評定対象額を超えるときには、その業務を「主たる業務」とみなすものとする。

(2) 「測量作業、地質・土質調査、単純調査等業務」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」の対象部分の複数~~が~~評定対象額を超えるとき、もしくはどれもが評定対象額を超えない場合には、業務の目的、金額を勘案して、「主たる業務」を1つ選定するものとする。

これらの取扱いは、担当監督員及び検査員で統一するものとする。

6～7 (略)

考查基準

1～4 (略)

5 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い

対象業務が、「測量作業、地質・土質調査、単純調査業務」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」のうちの複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の採点表を適用する。

ここで、「主たる業務」の取扱いについては、以下を参考とされたい。

(1) 「測量作業、地質・土質調査、単純調査業務」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」の対象部分のどれかが評定対象額を超えるときには、その業務を「主たる業務」とみなすものとする。

(2) (1)を除き、「測量作業、地質・土質調査、単純調査業務」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」の対象部分の合計が評定対象額を超えるとき、業務の目的、金額を勘案して、「主たる業務」を1つ選定するものとする。

これらの取扱いは、担当監督員及び検査員で統一するものとする。

6～7 (略)